

愛知県病院内保育所運営費補助金交付要綱

(通則)

第1 愛知県病院内保育所運営費補助金（以下「補助金」という。）は、愛知県地域医療介護総合確保基金を一部活用（別表1で定める内容とする）し、病院に従事する職員の離職防止及び再就業の促進と、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な児童の保育（以下「病児等保育」という。）を行う目的をもって職員等の委託を受けて乳児又は幼児に対し必要な保護を行う事業（以下「病院内保育所運営事業」という。）に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象及び補助額)

第2 この補助金は、病院内保育施設で保育料として1人当たり平均月額10,000円以上徴収して行う病院内保育所運営事業（以下「補助事業」という。）の実施に必要な経費のうち補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について交付する。

また、別表2の第1欄に定める民間立Ⅰ型、民間立Ⅱ型、民間立Ⅲ型、民間立Ⅳ型、民間立Ⅴ型については、(1)に掲げる者が行う事業とし、自治体立Ⅰ型、自治体立Ⅱ型、自治体立Ⅲ型、自治体立Ⅳ型、自治体立Ⅴ型については、(2)に掲げる者が行う事業とする。

(1) 国民健康保険団体連合会、日本赤十字社、社会福祉法人、厚生農業協同組合連合会、国家公務員共済組合及びその連合会、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、学校法人及び準学校法人、医療法人、一般社団法人及び一般財団法人、独立行政法人、その他愛知県知事が認める者

(2) 地方自治法第1条の3に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人又は第2項に規定する特定地方独立行政法人

2 補助対象経費は、別表2の第2欄に定める経費とし、次により算出した額を補助する。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。

(1) 別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額に民間立については3分の2（民間立のうち公的医療機関については3分の1）、自治体立については6分の1を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

(申請手続)

第3 規則第3条の規定による申請書及び添付書類の様式は、別紙様式1号のとおりとし、その提出部数は1部とする。

2 前項の規定による申請書等の提出期限は、別に定める。

(申請の取下げ)

第4 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から30日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第5 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ知事に変更承認申請をし、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更をきたさない場合における次の各号に定める変更については、この限りでない。

(1) 補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更

(2) 補助目的を損わない事業計画の細部の変更

2 前項の変更承認申請は、別記様式第1号に変更承認を受けようとする内容を記載した書面、1部を提出して行うものとする。

3 知事は、第1項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第6 補助事業者は、補助事業を廃止し、又は廃止しようとする場合においては、知事にその理由を記載した書類1部を提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第7 規則第13条に定める実績報告書及びこの添付書類の様式は、別記様式2号のとおりとし、その提出部数は1部とする。

2 前項に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。)の日から起算して30日を経過した日、又は翌年度の4月5日のいずれか早い期日までとする。

(補助金の交付)

第8 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を概算払いにより交付することがある。

(関係書類の整備)

第9 補助事業者が市町村の場合は、規則第10条に規定する関係書類とともに、別紙様式3号による調書を作成し、5年間保存するものとする。

(消費税仕入控除税額の報告)

第10 補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式4号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 前項の報告があった場合には、知事は当該仕入控除税額の全部又は一部に相当する金

額を納付させることがある。

(実施細則)

第 11 この要綱の実施に関し必要な事項は、愛知県病院内保育所運営事業実施細則によるものとする。

附 則

この要綱は平成 30 年 4 月 13 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は令和元年 5 月 8 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は令和 2 年 3 月 26 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は令和 2 年 12 月 9 日から施行する。

別表 1

愛知県地域医療介護総合確保基金事業補助金について

補助事業者		別表 1 2 の適用部分
民間立	公的医療機関	別表 2 に基づいて算定した基準額のうち、下記 1 及び 2 における太文字部分のいずれかに該当することによる所要額
	その他医療機関	全てを適用
自治体立医療機関		別表 2 に基づいて算定した基準額のうち、下記 1 及び 2 における太文字部分のいずれかに該当することによる所要額

1 基準額

(1) 基本額

区分	児童数	保育時間	保育士人数	基本額
I 型	1 人以上	8 時間以上	2 人以上	保育士 1 人×180,800 円×運営月数
II 型	4 人以上	8 時間以上	2 人以上	保育士 2 人×180,800 円×運営月数
III 型	10 人以上	10 時間以上	4 人以上	保育士 4 人×180,800 円×運営月数
IV 型	20 人以上	10 時間以上	7 人以上	保育士 5 人×180,800 円×運営月数
V 型	30 人以上	10 時間以上	10 人以上	保育士 6 人×180,800 円×運営月数

(2) 保育料収入相当額 (一律月額 1 人あたり 24,000 円)

I 型	1 人
II 型	4 人
III 型	10 人
IV 型	14 人
V 型	18 人

※ (1)、(2) の IV 型に係る基金充当額について

別表 1 の「1 基準額」に基づく算定方法により得た合計額から、同算定方法により III 型を算定した場合に得られる合計額を控除して得た額

(3) 加算額

- ① 24 時間保育を行っている施設
23,410 円×運営日数
- ② **24 時間保育を年間 100 日以上行っている施設**
①に加え 300 千円
- ③ **長時間保育＝1 日の開所時間が 12 時間以上**
I 型及び II 型 300 千円、III 型 600 千円、IV 型 1,050 千円、V 型 1,500 千円
(①との重複可能)
- ④ 病児等保育を行っている施設
187,560 円×運営月数
- ⑤ 緊急一時保育を行っている施設
20,720 円×運営日数
- ⑥ 児童保育を行っている施設
10,670 円×運営日数
- ⑦ 休日保育を行っている施設
11,630 円×運営日数
- ⑧ **近隣医療機関等に従事する職員の児童を受け入れている施設**
10,670 円×運営日数

2 対象経費

病院内保育所運営事業 **(病院及び診療所の開設者以外の者が運営する病院内保育所を含む。)**を行うために必要な保育士等の人件費（給料・諸手当等）及び委託料（内訳は人件費とする。）

別表 2

1 基 準 額	2 対 象 経 費												
<p>各病院内保育施設につき、1により算定した額より別記1の「病院内保育所運営費補助事業における保育料収入相当額等について」に基づき算定した保育料収入相当額を控除の上、別記2の「病院内保育施設設置者の負担能力についての判断等に係る基準について」に基づき算定した負担能力指数の区分による2の調整率を乗じて得た額と、3により算定した額の合計額。ただし、病院内保育施設設置後3か年を経過していない施設にあっては調整率を適用しない。</p> <p>1 基本額</p> <p>(1) 民間立Ⅰ型(児童1人以上で保育時間8時間以上及び保育士等職員2人以上有するもの。) 1人×180,800円×運営月数</p> <p>(2) 民間立Ⅱ型(児童4人以上で保育時間8時間以上及び保育士等職員2人以上有するもの。) 2人×180,800円×運営月数</p> <p>(3) 民間立Ⅲ型(児童10人以上で保育時間10時間以上及び保育士等職員4人以上有するもの。) 4人×180,800円×運営月数</p> <p>(4) 民間立Ⅳ型(児童20人以上で保育時間10時間以上及び保育士等職員7人以上有するもの。) 5人×180,800円×運営月数</p> <p>(5) 民間立Ⅴ型(児童30人以上で保育時間10時間以上及び保育士等職員10人以上有するもの。) 6人×180,800円×運営月数</p> <p>(6) 自治体立Ⅰ型(児童1人以上で保育時間8時間以上及び保育士等職員2人以上有するもの。) 1人×180,800円×運営月数</p> <p>(7) 自治体立Ⅱ型(児童4人以上で保育時間8時間以上及び保育士等職員2人以上有するもの。) 2人×180,800円×運営月数</p> <p>(8) 自治体立Ⅲ型(児童10人以上で保育時間10時間以上及び保育士等職員4人以上有するもの。) 4人×180,800円×運営月数</p> <p>(9) 自治体立Ⅳ型(児童20人以上で保育時間10時間以上及び保育士等職員7人以上有するもの。) 5人×180,800円×運営月数</p> <p>(10) 自治体立Ⅴ型(児童30人以上で保育時間10時間以上及び保育士等職員10人以上有するもの。) 6人×180,800円×運営月数</p> <p>2 調整率</p> <table border="1" data-bbox="209 1845 895 2007"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>負担能力指数</th> <th>調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本額</td> <td>5未満</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5以上20未満</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td></td> <td>20以上</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	負担能力指数	調整率	基本額	5未満	1.0		5以上20未満	0.8		20以上	0.6	<p>病院内保育所運営事業(病院及び診療所の開設者以外の者が運営する病院内保育所を含む。)を行うために必要な保育士等の職員の人件費(給料、諸手当等)及び委託料(内訳は人件費とする。)</p>
区 分	負担能力指数	調整率											
基本額	5未満	1.0											
	5以上20未満	0.8											
	20以上	0.6											

1 基 準 額	2 対 象 経 費
<p>3 加算額</p> <p>(1) 24時間保育を行っている施設 23,410円×運営日数 年間100日以上行っている施設は、以下の額を加算 300,000円</p> <p>(2) 長時間保育を行っている施設 1日の開所時間が12時間以上であること I型及びII型 300,000円 III型 600,000円 IV型 1,050,000円 V型 1,500,000円</p> <p>(3) 病児等保育を行っている施設 187,560円×運営月数</p> <p>(4) 緊急一時保育を行っている施設 20,720円×運営日数</p> <p>(5) 児童保育を行っている施設 10,670円×運営日数</p> <p>(6) 休日保育を行っている施設 11,630円×運営日数</p> <p>(7) 近隣医療機関等に従事する職員の児童を受け入れている施設 10,670円×運営日数</p>	

別記1

病院内保育所運営費補助事業における保育料収入相当額等について

1 保育料収入相当額は、保育児童1人あたり24,000円に保育月数を乗じた金額の合計額とする。

また、保育料収入相当額の算出にあたっては対象となる保育児童の人数は、Ⅰ型は1人、Ⅱ型は4人、Ⅲ型は10人、Ⅳ型は14人、Ⅴ型は18人を上限とする。

2 病児等保育の実施に係る基準については、以下のとおりとする。

(1) 対象児童

ア 医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な保育所（病院内保育所を含む。以下同じ。）に通所している児童で、かつ、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事由により家庭で育児を行うことが困難な児童。

イ 保育所に通所している児童ではないが、アと同様の状況にある児童（小学校低学年児童等を含む。）。

(2) 対象疾患等

感冒、消化不良症（多症候性下痢）等乳幼児が日常罹患する疾患や、麻疹、水痘、風疹等の感染性疾患、喘息等の慢性疾患及び骨折等の外傷性疾患などとする。

また、原則として7日まで連続して保育することができるものとするが、児童の健康状態についての医師の判断及び保護者の状況により必要と認められる場合には、7日を超えて保育できるものとする。

(3) 施設

病児等の静養又は隔離の機能を持つ安静室を設けていること。また、安静室は病児等が2人以上横臥でき、1人当たりの面積が原則として1.65㎡以上であること。

(4) 職員配置等

ア 病児等保育を専門に担当する職員として、看護職員を1名以上配置すること。

なお、病児等の児童数が2名を超える場合には、病児等2名に対し看護職員1名の配置を基本とすること。

イ 児童の受け入れにあたっては、当該施設等の医療機関の医師により、当該児童を病児等保育の対象として差し支えない旨の確認を受けること。

ウ 体温の確認等その健康状態を的確に把握し、児童の病状に応じて安静を保てるよう処遇内容を工夫すること。

エ 他の児童への感染の防止に配慮すること。

(5) 利用事務手続等

ア 利用事務手続きについては、実施施設ごとに定めることとするが、保護者の利便を考慮し、弾力的な運用を図ること。

イ 利用申請があった場合は、受入上支障のない限り、速やかに利用の決定を行うこと。ただし、特に緊急を要する場合にあっては、利用申請等の書面による手続きは、事後であっても差し支えないものとする。

(6) 保育料の徴収

病児等保育の実施に係る費用については、1日当たり3,200円以内で保護者より徴収するものとする。(ただし、飲食物に係る費用を別途徴収することを妨げないものであること。)

(7) その他

病院等従事職員の委託を受けて病児等保育を実施する他に、市町村等の保育担当部局や施設周辺の保育所等と情報交換を行い、実情に応じて病児等児童の保育受け入れを行うものとする。

3 緊急一時保育の実施に係る基準については、以下のとおりとする。

(1) 対象児童

24時間保育を実施していない病院内保育所を設置している医療機関の医療従事者の乳児又は幼児であって、医療機関からの緊急呼び出しにより勤務を要することにより家庭で育児を行うことが困難な児童(小学生低学年児童を含む。)

(2) 対象となるサービス

病院内保育所が予め契約をしている保育サービスを提供する事業者と契約をしており、かつ保育サービス提供者への支払を当該病院内保育所の会計で行い、(1)により医療従事者の児童を保育したことにより病院内保育所がその利用に要する費用の全部又は一部を負担した場合とする。

(3) 緊急一時保育の対象となるサービス提供事業者

認可外保育施設、民間ベビーホテル、民間ベビーシッター会社、家庭福祉員及び家政婦(夫)等の保育提供事業者が行う保育を対象とし、公立保育所、認可保育所、都道府県又は市区町村が行う行政措置及び家族並びに同居の親族が行う保育については対象としない。

4 児童保育の実施に係る基準については、以下のとおりとする。

(1) 対象児童

病院内保育所を設置している医療機関の医療従事者の児童であって、かつ、医療機関に勤務していることにより家庭での保育を行うことが困難な小学校低学年の児童(以下、放課後児童という。)

(2) 施設

児童保育を行うために間仕切り等で区切られた専用スペース又は専用部屋を設けて、放課後児童の衛生及び安全を確保することとする。

(3) 職員配置

放課後児童の保育に専従する職員（児童福祉施設最低基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 38 条に規定する児童の遊びを指導する者が望ましい）を 1 名以上配置すること。

5 休日保育は、以下に掲げる日に第 1 に掲げる保育サービスを提供するものとする。

ただし、以下に掲げる日であっても、診療日として表示する日を除く。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年 7 月 20 日法律第 178 号）第 3 条に規定する休日

(3) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日（前号に掲げる日を除く。）

別記 2

病院内保育施設設置者の負担能力についての判断等に係る基準について

- 1 負担能力指数は、病院内保育施設設置病院の補助を受けようとする年度の前々年度の病院決算における当期剰余金を、補助を受けようとする年度の病院内保育施設運営費に係る設置者負担額（病院内保育所運営費補助金交付前の額）で除した数値とする。

ただし、病院内保育施設運営費は、病院内保育施設運営費支出予定額と次により算出された標準経費額とを比較して少ない方の額とする。

病院内保育施設に係る標準経費額の算出方法

標準経費額＝保育士等の数×標準人件費＋その他の経費

- (1) 保育士等数は、当該年度の4月1日（4月1日が土曜日・休日等の場合は直後の平日の日）現在の病院内保育施設利用職員の児童数を2.6で除して得た数値（小数点第2位を四捨五入し小数点第1位までとする。）とする。

ただし、算出された保育士等数が、Ⅰ型及びⅡ型で2人、Ⅲ型で4人、Ⅳ型で7人、Ⅴ型で10人を下回る場合は、当該病院内保育施設の保育士等数は、Ⅰ型及びⅡ型で2人、Ⅲ型で4人、Ⅳ型で7人、Ⅴ型で10人とする。

- (2) 標準人件費は3,186,000円とする。

- (3) その他の経費は、病院内保育施設運営費支出予定額から保育士等職員の人件費を除いた経費のうち県が認めた額とする。

ただし、借入金の返済、土地購入等の資本取引に係る経費及び保育士等職員の給食費等、病院内保育施設の運営費以外の費用は認めないものとする。

- 2 病院内保育施設設置病院の決算書等の提出等

別に定める提出期限までに、病院内保育施設設置病院の補助を受けようとする年度の前々年度の決算書（損益(収支)計算書及び貸借対照表）、補助を受けようとする年度の病院内保育施設運営費に係る収支予定額関係書類（予算書）及び1に基づき算定した負担能力指数を提出する。

なお、決算書は、「企業会計原則（昭和24年7月9日企業会計制度対策調査会中間報告）」、「地方公営企業法(昭和24年法律第292号)」、「病院会計準則（昭和58年8月22日医発第824号）」、「社会福祉法人の経理規定準則（昭和51年1月31日社施第25号）」、「公益法人会計基準」等法令や所管官庁によって指示されている会計基準に基づいて作成されたものであること。